

# スクールカウンセラーの募集について

## 1 応募（任用）資格

### (1) スクールカウンセラー

次のいずれかに該当する者

- ・公認心理師
- ・財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士
- ・精神科医
- ・児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授、講師（常時勤務する者に限る。）又は助教の職にある者又はあった者

### (2) スクールカウンセラーに準ずる者

次のいずれかに該当する者

- ・大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者
- ・大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について5年以上の経験を有する者
- ・医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について1年以上の経験を有する者

### (3) 次に該当する方は、原則として応募（任用）できません。

- ・地方公務員法第16条に該当する者

## 2 報酬等

勤務実績に基づき、次のとおり報酬等を支給します。

- スクールカウンセラー：4,300円／時間
- スクールカウンセラーに準ずる者：2,700円／時間
- ・上記のほか、関係規定に基づき通勤費用等を支給します。

## 3 職務内容

勤務する学校の校長の指揮監督の下に、次の職務を行います。

- ・児童生徒へのカウンセリング
- ・カウンセリング等に関する教職員及び保護者等に対する指導・助言
- ・児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ・その他児童生徒のカウンセリング等に関し、勤務する学校等において適当と認められるもの

#### 4 勤務校

渡島管内にある公立学校

- ・市町立学校：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校
- ・道立学校：高等学校、特別支援学校

#### 5 勤務日・勤務時間数等

1日の勤務時間が7時間45分以内、週当たりの勤務時間数が原則15時間30分未満となるよう、学校毎に勤務割振の調整を行います。

#### 6 お問い合わせ先

北海道教育庁渡島教育局教育支援課教育支援係  
住所：〒041-8557 函館市美原4丁目6番16号  
電話：0138-47-9584